

# 平成30年度電子マニフェスト普及促進の取組み

## 電子マニフェストセンター

### 1 電子マニフェスト普及状況

JWセンターでは、電子マニフェストの普及をさらに加速させるために、種々の普及方策を展開しております。

電子マニフェストの加入者数は年々増加し、平成30年3月末では約19万社になりました。また、年間登録件数も毎年増加を続けており、平成29年9月末で年間登録件数が2,500万件を超え、電子化率が50%に達しました。平成29年度の年間登録件数は約2,670万件、年間の電子化率は53%となりました(表1)。

区分 年度	加入者数							マニフェスト 年間登録件数 (件)	年間 電子化 率 (%)
	排出事業者				収集運搬 業者	処分業者	合計		
	A料金	B料金	C料金 (団体料金)	計					
平成25年度	3,161	13,487	74,209	90,857	13,005	6,998	110,860	17,460,912	35%
26	3,348	15,102	81,687	100,137	14,210	7,398	121,745	19,293,458	39%
27	3,519	16,953	97,597	118,069	15,543	7,829	141,441	21,247,609	42%
28	3,734	18,653	126,105	148,492	16,826	8,182	173,500	23,748,382	47%
29(実績見込み)	3,500	21,000	138,000	162,500	18,200	8,500	189,200	26,700,000	53%
30(見通し)	3,700	21,700	159,600	185,000	19,300	8,800	213,100	28,500,000	57%

表1 電子マニフェストの加入者数と年間登録件数

### 2 利便性向上のためのシステム機能強化等

#### (1) 複数ブラウザ対応

現在、電子マニフェストシステムで利用推奨しているWebブラウザは、Internet Explorer 11のみですが、今後、電子マニフェスト使用の一部義務化に伴い、様々なWebブラウザを利用する事業者からアクセスの増加が想定されるため、複数のWebブラウザにおいて対応できるよう開発を進めており、平成30年6月中より提供予定です。

#### (2) 委託契約情報と電子マニフェスト登録情報の相違を検知する機能

産業廃棄物の経路情報ごとに、産業廃棄物処理に係る委託契約情報と電子マニフェストの登録内容の相違について検知し、排出事業者に対して警告表示を行います。

# 平成30年度電子マニフェスト普及促進の取組み

## ① 委託契約設定画面（経路情報設定）

既存の収集運搬業者の委託契約設定（契約期間、廃棄物の種類）の他、処理ルート（経路情報）設定により、細かな委託契約設定が可能です（図1）。



図1 委託契約設定画面

## ② 委託契約経路情報一覧画面

複数経路情報（運搬元情報・運搬先情報）の設定が可能です（図2）。



図2 委託契約経路情報一覧画面

## ③ 委託契約経路情報設定画面

経路情報（運搬元情報・運搬先情報）、契約期間、及び廃棄物の種類の組み合わせにより、委託契約等に沿った詳細な設定が可能です（図3）。



図3 経路情報設定画面

#### ④ 委託契約設定と相違があったマニフェスト登録を行った場合の警告表示

従来の契約期間外、取扱い不可廃棄物の警告表示に加えて、処理ルート（経路情報）と相違があった場合に警告表示されます（図4）。



図4 委託契約設定と相違があったマニフェスト登録を行った場合の警告画面

#### (3) 収集運搬業者による運搬終了報告情報の入力誤りを検知・防止する機能

積替え保管を含まない産業廃棄物の運搬終了報告において、有価物拾集量の入力があった場合に、収集運搬業者に対して警告表示を行います。

#### 運搬終了報告入力画面

積替・保管施設を経由しないマニフェストで、有価物拾集量を入力した場合（図5）に警告表示されます（図6）。

トシステム（収集運搬業者）

ヘルプ 閉じる

加入者番号：2021865 加入者名称：受入環境収容205 ログイン時間：2018/03/16 09:47:54

運搬終了報告入力画面

報告日 2018年03月16日

マニフェスト情報

マニフェスト修正・取消に関する連絡 詳細

マニフェスト番号	12552387585	引渡し日	2018年03月16日	引渡し担当者	引渡木郎	連絡番号1	
排出事業者	株式会社受入環境排出05					連絡番号2	
排出事業場	JW センター					連絡番号3	
廃棄物の種類	廃プラスチック類	大分類名称	廃プラスチック類	廃棄物の数量	1.000m3	荷姿/数量	フレコンバック/
廃棄物の名称	放射線物質除外						
放射線物質	放射線物質除外						
数量確定者	排出事業者						
区間	1	運搬方法					
運搬区間(発)	JW センター	運搬区間(着)	テスト処分場				
処分業者	株式会社受入環境処分報告登録3105	処分担当者		処分終了日			
排出事業者備考							

報告内容

運搬終了日 2018/03/16 運搬担当者 運搬 次郎 報告担当者

有価物拾集量 50 単位 kg

重量番号 備考

入力 キャンセル

図5 有価物拾集量入力画面

# 平成30年度電子マニフェスト普及促進の取組み



図6 積替・保管施設を経由しないマニフェストで有価物拾集量を入力した場合の警告画面

## 3 普及広報活動

平成30年度は、環境省、地方公共団体、(公社)全国産業資源循環連合会等の関係業界団体と連携し、平成29年度とほぼ同数の下記の電子マニフェスト導入説明会を全国各地で実施する計画です。

### (1) 導入実務研修会

電子マニフェストの仕組みと導入のメリットの説明、紙マニフェストから電子マニフェストへの円滑な移行方法や業界別の具体的な運用方法等を重点とした研修会

### (2) 操作体験セミナー

インターネットに接続されたパソコンで、電子マニフェストのデモシステムを利用した操作体験を行い、操作性や電子マニフェスト利用のメリットを体験してもらうためのセミナー

### (3) 適正処理研修会等を活用した説明会

都道府県等が主催する産業廃棄物適正処理研修会を活用して、電子マニフェストに関する説明を実施

**【平成30年度導入説明会の実施回数】** (予定：平成30年3月現在)

・導入実務研修会：	28回
・操作体験セミナー：	130回
・適正処理研修会等を活用した説明：	46回
計	204回

## 4 法改正の対応

平成29年6月16日改正廃棄物処理法および平成30年2月22日改正廃棄物処理法省令が公布され、平成32年4月1日より特別管理産業廃棄物の多量排出事業者に対し電子マニフェストの使用の義務化が行われることとなりました。

義務化対象の未加入者に対する加入の促進を図るため、国、地方公共団体等と連携し説明会開催等の周知を行います。